

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06-4393-6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	周知させる義務
概要	市長は、販売業者等が前項の規定により周知させることを怠り、又はその周知の方法が適当でないときは、当該販売業者等に対し、同項の規定により周知させ、又はその周知の方法を改善すべきことを勧告することができます。
根拠法令等 及び条項	・高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第20条の5第2項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	<p>・高圧ガス保安法第20条の5第2項 都道府県知事は、販売業者等が前項の規定により周知させることを怠り、又はその周知の方法が適当でないときは、当該販売業者等に対し、同項の規定により周知させ、又はその周知の方法を改善すべきことを勧告することができる。</p> <p>・高圧ガス保安法第20条の5第1項 販売業者又は第20条の4第1号の規定により販売する者（以下「販売業者等」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、その販売する高圧ガスであつて経済産業省令で定めるものを購入する者に対し、当該高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項であつて経済産業省令で定めるものを周知させなければならない。ただし、当該高圧ガスを購入する者が第一種製造者、販売業者、第24条の2第2項の特定高圧ガス消費者その他経済産業省令で定める者であるときは、この限りでない。</p> <p>どのような場合に、上記勧告をするかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な公共安全の維持又は災害の発生の防止について判断する必要があるため、画一的な基準をお示しすることは困難です。</p>
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	